尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案に対するパブリックコメントでのご意見への回答

番号	意見の項目	意見の概要	市の考え方
1	海洋環境の保全について （海洋プラ・野焼き・将来の海について）	・須賀利湾において、発泡スチロール等の海洋ごみが放置・散乱しており、プラスチック汚染が懸念されるため、処分や対策を講じてほしい。 ・海岸での野焼きを行っているケースが見受けられるため、漁協や海上保安庁等の関係機関と連携して取り締まりを行ってほしい。 ・人口減少が進む中で、将来の漁業や養殖業を守るためにも、海をきれいに保つ維持管理が必要である。	【意見番号1】海洋プラごみ・野焼きについて 海岸での野焼き等の不法投棄・焼却行為は法律で禁止されており、関係機関と連携して適正な処理を指導してまいります。また、海洋プラスチックごみ等は、本計画で推進する「ブルーカーボン（海洋生態系によるCO_2吸収）」の機能を阻害する要因ともなります。計画に基づき、海洋環境の保全に向けた美化活動の支援や啓発に取り組んでまいります。 **（対応）計画本文の修正はありません。**
2	廃棄物の適正処理について （魚のアラの投棄）	・魚を調理した後のアラを海に捨てる習慣があるが、環境保全のため、海に捨てずに「ごみ収集」に出すよう、住民への説得や啓発を行ってほしい。	【意見番号2】魚のアラの投棄について 生ごみ等の有機物を海へ投棄することは、水質汚濁の原因となるだけでなく、長期的には海洋生態系への負荷となります。 本計画における「廃棄物の減量化・資源化」の推進の中で、ごみの適正排出に関する市民への周知・啓発を継続して行ってまいります。 **（対応）計画本文の修正はありません。**
3	生活排水対策について （合併処理浄化槽）	・生活排水（洗剤、漂白剤等）が直接海に流れている家庭がある。 ・海をきれいにするため、各戸に簡易な排水浄化装置をつける等の対策ができないか。	【意見番号3】生活排水と浄化槽について 生活排水対策は、海や川の水質保全において極めて重要であると認識しています。 本市では、各家庭への「合併処理浄化槽」の設置に対する補助制度を設けており、引き続き、制度の周知と普及促進を図り、生活排水の適正処理を進めてまいります。 **（対応）計画本文の修正はありません。**